

信託法改正要綱

目次

総則関係

第1	信託の意義等について	1
第2	脱法信託及び訴訟信託について	1
第3	詐害信託取消しについて	2
第4	受託者不適格者について	3
第5	受託者による受益権の全部の継続保有等の禁止について	3
第6	営業信託の商行為性について	3
第7	裁判所の監督について	3

信託財産関係

第8	信託の公示について	4
第9	信託財産の範囲について	4
第10	信託財産の付合等について	4
第11	信託財産と固有財産等との識別不能について	4
第12	受託者の相続財産からの分離について	5
第13	信託財産に対する強制執行等について	5
第14	受託者の倒産の場合における信託と倒産手続との関係について	6
第15	相殺に関する規定の取扱いについて	7
第16	信託財産に係る混同について	7
第17	委託者の占有の瑕疵の承継について	7

受託者関係

第18	信託事務遂行義務について	8
第19	善管注意義務について	8
第20	忠実義務について	8
第21	公平義務について	10
第22	分別管理義務について	10
第23	信託事務の処理の委託について	10
第24	帳簿作成義務等について	11
第25	他の受益者に関する情報を求める権利等について	12
第26	受託者の損失てん補責任等について	13
第27	法人役員 of 連帯責任について	13
第28	受託者等の損失てん補責任等の免除について	14
第29	損失てん補責任等に関する消滅時効等について	14
第30	受託者の違法行為の差止請求権について	15
第31	検査役選任請求権について	15
第32	受託者の権限の範囲について	15
第33	受託者の権限違反行為の取消しについて	16
第34	費用等の補償請求権について	16
第35	報酬請求権について	18
第36	受託者が複数の信託に関する規律について	18
第37	受託者の解任及び辞任について	20

第38	解任及び辞任以外の受託者の任務終了事由について	20
第39	合併又は会社分割による受託者の変更について	21
第40	前受託者等の義務等について	21
第41	新受託者の選任について	22
第42	受託者の交代に伴う法律関係について	23
第43	信託財産管理者について	24

受益者・受益権関係

第44	受益者の利益の享受について	25
第45	受益の放棄について	25
第46	受益者を指定し又は変更する権利について	25
第47	遺言代用の信託における第46の特則について	26
第48	いわゆる後継ぎ遺贈型の受益者連続について	26
第49	信託管理人等について	26
第50	信託行為の定めによる受益者の権利の制限について	27
第51	受益権取得請求権について	28
第52	受益者が複数の場合の意思決定方法について	29
第53	受益権の譲渡について	30
第54	受益債権についての物的有限責任について	31
第55	受益債権と信託債権との優先劣後関係について	31
第56	受益債権等の消滅時効等について	31

委託者関係

第57	委託者の権利義務等について	32
第58	委託者の相続人の権利義務について	32

信託の変更関係

第59	信託の変更について	33
第60	信託の併合について	33
第61	信託の分割について	35

信託の終了関係

第62	信託の終了事由等について	39
第63	信託の清算について	39
第64	信託財産の破産について	41

特殊な類型の信託関係等

第65	遺言信託における受託者の選任に関する特則について	42
第66	受益証券発行信託について	42
第67	限定責任信託について	43
第68	目的信託について	44
第69	公益信託について	45
第70	その他	45

総則関係

第1 信託の意義等について

1 信託の意義及び方法

信託とは、次の(1)から(3)までに掲げる方法のいずれかにより、特定の者が一定の目的（その者の利益を図る目的を除く。）に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき法律関係を創設することをいうものとする。

- (1) 第三者との間で、当該第三者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに当該第三者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の契約を締結する方法
- (2) 第三者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに当該第三者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の遺言をする方法
- (3) 一定の目的に従い自己の有する財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為を自らすべき旨の意思表示を公正証書その他の書面でその内容その他法務省令で定める事項を記載したものによってする方法

2 信託の効力の発生

- (1) 1の(1)によってされる信託は、契約締結の合意のみによってその効力を生ずるものとする。
- (2) 1の(2)によってされる信託は、遺言の効力が生じた時にその効力を生ずるものとする。
- (3) 1の(3)によってされる信託は、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定めるものによってその効力を生ずるものとする。
 - ア 公正証書又は私署証書（公証人の認証があるものに限る。）によってされる場合
当該書面の作成
 - イ アに掲げる場合以外の場合 受益者として指定された者（その者が2以上あるときは、その1人）に対する確定日付のある証書による当該信託がされた旨及びその内容の通知

（注）1の(3)によって信託が設定された場合においては、債務者である委託者に対して債権を有する者は、詐害信託取消しの手続を経ることなく、信託財産に対して強制執行、仮差押え若しくは仮処分をし、又はこれを競売することができるものとする。これに対し、受益者等による異議の主張があったときは、債権者は、当該信託の設定が債権者を害することを債務者が知っていたことを証明しなければならないものとする。

第2 脱法信託及び訴訟信託について

1 脱法信託の禁止

現行法第10条の規定の趣旨を維持し、法令によりある財産権を享有することが

できない者は、受益者としてその権利を有するのと同じの利益を享受することができないものとする。

2 訴訟信託の禁止

現行法第11条の規定の趣旨を維持し、信託は、訴訟行為をさせることを主たる目的としてすることができないものとする。

第3 詐害信託取消しについて

1 詐害行為の取消しの特則

(1) 受託者の下にある信託財産の取戻し

ア 委託者とその債権者を害することを知って信託をした場合には、受託者が、委託者とその債権者を害することを知って信託をしたことを知らなかったときであっても、債権者は、受託者に対し、民法第424条第1項の取消権を行使することができるものとする。ただし、受益者が現に存する場合において、受益者の全部又は一部が、信託行為の定めにより受益者として指定されたことを知り、又は受益権を譲り受けた時において、債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでないものとする。

イ アの場合において、民法第424条第1項の取消しの判決が確定したときは、信託財産を引当てとする債務（受託者が信託財産に属する財産をもって履行する責任を負う債務をいう。以下同じ。）に係る債権者が、当該債務に係る債権を取得した時において、委託者の債権者を害すべき事実を知らなかったときに限り、委託者は、当該債務に係る債権者に対し、当該債務について弁済の責任を負うものとする。ただし、受託者から委託者に移転する財産の価額を限度とするものとする。

(2) 受益者に給付された信託財産の取戻し

(1)アの場合において、受益者が受託者から信託財産に属する財産の給付を受けたときは、債権者は、当該受益者に対し、民法第424条第1項の取消権を行使することができるものとする。ただし、受益者が、信託行為の定めにより受益者として指定されたことを知り、又は受益権を譲り受けた時において、債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでないものとする。

2 悪意の受益者に対する受益権の譲渡請求

委託者とその債権者を害することを知って信託をした場合には、債権者は、受益者に対し、受益権を委託者に譲渡することを請求することができるものとする。ただし、受益者が、信託行為の定めにより受益者として指定されたことを知り、又は受益権を譲り受けた時において、債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでないものとする。

3 善意者を無償で受益者として指定すること又は受益権を善意者に無償で譲渡することの濫用への対処

(1) 受益者を指定し、又は受益権を譲り渡すに当たっては、1(1)ア本文、1(2)本文又は2本文の適用を不当に免れる目的で、債権者を害すべき事実を知らない者（以下「善意者」という。）を無償（無償と同視すべき有償の場合を含む。以下同

じ。)で受益者として指定し，又は受益権を善意者に無償で譲り渡してはならないものとする。

(2) (1)に違反して，善意者が無償で受益者として指定され，又は受益権が善意者に無償で譲り渡されたときは，1(1)ただし書，1(2)ただし書及び2ただし書は，適用しないものとする。

(注1) 詐害信託の否認等に関する規律を整備するものとする。

(注2) 目的信託(第68参照)及び公益信託(第69参照)の場合には，委託者に詐害意思がある限り，委託者の債権者は，常に詐害信託取消権の行使が可能であるものとする。

第4 受託者不適格者について

未成年者，成年被後見人又は被保佐人は，受託者となることができないものとする。

第5 受託者による受益権の全部の継続保有等の禁止について

受託者が受益権の全部を固有財産で保有する状態が継続した場合には，信託は，存続させないものとする(第62の1d参照)。

(注) 受託者が第三者の名義をもって信託の利益を享受する場合についても，同様とするものとする。

第6 営業信託の商行為性について

信託の引受けは，営業としてこれを行う場合には，これを商行為とするものとする。

第7 裁判所の監督について

現行法第41条第1項の規定(非営業信託に関する裁判所の監督)は，削除するものとする。

信託財産関係

第8 信託の公示について

現行法第3条第1項の規定の趣旨を維持し、登記又は登録すべき財産については、その登記又は登録をしなければ、当該財産が信託財産に属することを第三者に対抗することができないものとする。

(注) 現物の有価証券に係る公示方法を定めた現行法第3条第2項の規定は削除し、株券廃止会社の株式に係る公示方法を定めた同条第3項の規定の趣旨は維持するものとする。

第9 信託財産の範囲について

現行法第14条の規定の趣旨を維持し、信託財産に属する財産の管理、処分、滅失、損傷その他の事由により受託者の得た財産は、信託財産に属するものとする。

第10 信託財産の付合等について

現行法第30条の規定の趣旨を維持し、信託財産に属する財産につき付合、混和又は加工があった場合においては、各信託財産及び固有財産に属する財産は各別の所有者に属するものとみなして、付合、混和又は加工に関する民法の規定(民法第242条から第248条まで)を適用するものとする。

(注) 各信託財産・固有財産で共有するものとされた財産の分割に関する規律を設けるものとする。

第11 信託財産と固有財産等との識別不能について

1 信託財産と固有財産とで識別不能状態にある各財産の共有擬制

ある信託の信託財産に属する財産と当該信託の受託者の固有財産に属する財産とを識別することができなくなったときは、その当時における各財産の価格の割合に応じて、各財産の共有持分が信託財産と固有財産とにそれぞれ帰属するものとみなすものとする。

2 信託財産間で識別不能状態にある各財産の共有擬制

ある信託の受託者が他の信託の受託者を兼ねる場合において、各信託の信託財産に属する財産を識別することができなくなったときも、1と同様とするものとする。

3 共有持分の割合

1及び2の共有持分の割合は、均等であると推定するものとする。

(注) 各信託財産・固有財産で共有するものとされた財産の分割に関する規律を設けるものとする。

第12 受託者の相続財産からの分離について

現行法第15条の規定（受託者の相続財産からの分離）は、削除するものとする。

第13 信託財産に対する強制執行等について

1 信託財産に対する強制執行等の禁止

次の(1)から(9)までに掲げる権利に基づく場合を除き、信託財産に属する財産に対しては、強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行若しくは競売（担保権の実行としてのものを除く。以下同じ。）又は国税滞納処分（その例による処分を含む。）をすることができないものとする。

- (1) 信託財産に属する財産について信託前の原因によって生じた権利
- (2) 信託前に生じた委託者に対する債権であって、当該債権に係る債務を信託財産を引当てとする債務とする旨の信託行為の定めがあるもの
- (3) 受益債権（信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権をいう。以下同じ。）
- (4) 第51の1による受益権取得請求権
- (5) 信託財産のためにした行為であって受託者の権限に属するものによって生じた権利
- (6) 信託財産のためにした行為であって受託者の権限に属しないもののうち、次に掲げるものによって生じた権利
 - イ 第33の1により取り消すことができない行為（当該行為の相手方が、当該行為の当時、当該行為が信託財産のためにされたものであることを知らなかったもの（信託財産に属する財産について権利を設定し又は移転する行為を除く。）を除く。）
 - ロ 第33の1により取り消すことができる行為であって取り消されていないもの
- (7) 第20の4の(1)c及びdの行為のうち、これらの規律により取り消すことができない行為又はこれらの規律により取り消すことができる行為であって取り消されていないもの
- (8) 受託者が信託事務を処理するについてした不法行為によって生じた権利
- (9) (5)から(8)までに掲げるもののほか、信託事務の処理について生じた権利

2 受益者等の異議

1に違反してされた強制執行、仮差押え、仮処分又は担保権の実行若しくは競売に対しては、受益者又は受託者は、異議を主張することができるものとする。この場合においては、民事執行法第38条及び民事保全法第45条の規定を準用するものとする。

3 国税滞納処分についての不服申立て

1に違反してされた国税滞納処分に対しては、受託者又は受益者は、異議を主張することができるものとする。この場合においては、当該異議の主張は、当該国税滞納処分について不服の申立てをする方法とするものとする。

4 第1の1の(3)に掲げる方法による信託についての特例

- (1) 第1の1の(3)に掲げる方法によって信託がされた場合において、委託者がその債権者を害することを知って当該信託をしたときは、1にかかわらず、1の(1)から(9)までに掲げる権利を有する者のほか、当該委託者(受託者であるものに限る。)に対する債権で信託がされる前に生じたものを有する者は、信託財産に属する財産に対し、強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行若しくは競売又は国税滞納処分をすることができるものとする。ただし、受益者が現に存する場合において、その受益者の全部又は一部が、信託行為の定めにより受益者として指定されたことを知った時又は受益権を譲り受けた時において債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでないものとする。
- (2) 第3の3の(1)及び(2)は、(1)の場合に準用するものとする。
- (3) (1)は、(1)の信託がされた時から2年を経過したときは、適用しないものとする。

第14 受託者の倒産の場合における信託と倒産手続との関係について

1 受託者の破産手続との関係

- (1) 受託者につき破産手続が開始された場合においては、信託財産に属する財産は、破産財団に属しないものとする。
- (2) (1)の場合においては、受益債権は、破産債権とならないものとする。
- (3) (1)の場合においては、信託債権(信託財産を引当てとする債務に係る債権であって、受益債権でないものをいう。以下同じ。)の免責許可の決定による免責は、信託財産との関係では、その効力を主張することができないものとする。
- (4) (1)の場合において、破産手続の開始により受託者の任務が終了しないときは、破産者が受託者の職務を行うものとする。

2 受託者の再生手続との関係

- (1) 受託者につき再生手続が開始された場合においては、信託財産に属する財産は、再生債務者財産に属しないものとする。
- (2) (1)の場合においては、受益債権は、再生債権とならないものとする。
- (3) (1)の場合においては、信託債権の再生計画等による免責又は変更は、信託財産との関係では、その効力を主張することができないものとする。
- (4) (1)の場合において管理命令があったときは、受託者の職務を遂行する権利並びに信託財産に属する財産の管理及び処分をする権利は、管財人に専属するものとする。ただし、再生手続の開始により受託者の任務が終了する場合は、この限りでないものとする。
(注1) 受託者が信託財産に属する財産のみをもって履行の責任を負う信託債権についても、受益債権と同様に取り扱うものとする。
(注2) 受託者の更生手続との関係については、2に倣い規律を整備するものとする。

第15 相殺に関する規定の取扱いについて

1 第三者が信託財産に属する債権を受働債権としてする相殺の禁止

固有財産又は他の信託財産を引当てとする債務に係る債権を有する債権者は、当該債権をもって信託財産に属する債権に係る債務と相殺をすることができないものとする。ただし、受託者による利益相反行為の禁止の例外（第20の2(2)参照）に該当する場合において、受託者が当該相殺を承認したときは、この限りでないものとする。

2 第三者が固有財産に属する債権を受働債権としてする相殺の禁止

信託財産を引当てとする債務に係る債権（信託財産に属する財産のみを責任財産とするものに限る。）を有する者は、当該債権をもって受託者の固有財産に属する債権に係る債務と相殺することができないものとする。ただし、受託者が当該相殺を承認したときは、この限りでないものとする。

（注1）1の例外として下記の趣旨の規定を設けるものとする。

1 固有財産又は他の信託財産を引当てとする債務に係る債権者が、当該債権者に対して受託者が有する債権が固有財産又は他の信託財産に属しないことにつき、善意であり、かつ、過失がないときは、この限りでないものとする。

2 信託財産に属する債権に係る債務者が、受託者に対して当該債務者が有する債権が信託財産に属しないことにつき、善意であり、かつ、過失がないときは、この限りでないものとする。

（注2）2の例外として下記の趣旨の規定を設けるものとする。

信託財産を引当てとする債務に係る債権（信託財産に属する財産のみを責任財産とするものに限る。）を有する債権者が、当該債権者に対して受託者が有する債権が信託財産に属しないことにつき、善意であり、かつ、過失がないときは、この限りでないものとする。

第16 信託財産に係る混同について

1 物権に係る混同

ある財産を目的とする権利と当該財産とが、信託財産と固有財産又は他の信託の信託財産とにそれぞれ帰属したとしても、その権利は混同によって消滅しないものとする（民法第179条参照）。

2 債権に係る混同

債権と債務とが、信託財産と固有財産又は他の信託の信託財産とにそれぞれ帰属したとしても、その債権は混同によって消滅しないものとする（民法第520条参照）。

第17 委託者の占有の瑕疵の承継について

現行法第13条第1項の規定の趣旨を維持し、受託者は、信託財産に属する財産の占有につき、委託者の占有の瑕疵を承継するものとする。

（注）現行法第13条第2項の規定は削除するものとする。

受託者関係

第18 信託事務遂行義務について

受託者は、信託の本旨に従い、信託事務を処理しなければならないものとする。

第19 善管注意義務について

受託者は、信託事務を処理するに当たっては、善良な管理者の注意をもってしなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(注) 現行法第21条の規定(信託財産に属する金銭の管理方法)は、削除するものとする。

第20 忠実義務について

1 受託者の忠実義務

受託者は、受益者のため忠実に信託事務の処理その他の行為をしなければならないものとする。

2 受益者の利益と相反する行為(3の競合行為を除く。)の禁止

(1) 受託者は、次に掲げる行為をしてはならないものとする。

ア いわゆる自己取引の禁止

(ア) 信託財産に属する財産を固有財産に属する財産とし、又は信託財産に属する財産について固有財産に権利を帰属させる行為

(イ) 固有財産に属する財産を信託財産に属する財産とし、又は固有財産に属する財産について信託財産に権利を帰属させる行為

イ いわゆる信託財産間取引等の禁止

(ア) 信託財産に属する財産を他の信託財産に属する財産とし、又は信託財産に属する財産について他の信託財産に権利を帰属させる行為

(イ) 信託事務の処理につき相手方の代理人として当該信託事務を行う行為

ウ いわゆる間接取引の禁止

信託財産に属する財産につき固有財産を引当てとする債務に係る債権を被担保債権とする担保権を設定することその他第三者との間において信託財産のためにする行為であって受益者と受託者又はその利害関係人との利益が相反する行為

(2) 次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、(1)の禁止の例外を認めるものとする。

a 信託行為にその行為をすることを許容する旨の定めがあるとき。

b 受託者がその行為につき重要な事実を開示して受益者の承認を得たとき。

c 相続その他の包括承継により信託財産に属する財産に係る権利が固有財産に帰属したとき。

d 受託者が当該行為をすることが信託の目的を達成するために合理的に必要と認められる場合であって、受益者の利益を害しないことが明らかであるとき、又は当該行為の信託財産に与える影響、当該行為の目的及び態様、受託者と受益者の実質的な利害関係の状況その他の事情に照らして正当な理由があるとき。

3 競合行為の禁止

(1) 受託者は、受託者として有する権限に基づいて信託事務の処理としてすることができる行為であってこれをしないことが受益者の利益に反するものについては、これを自己又はその利害関係人の計算でははならないものとする。

(2) 次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、(1)の禁止の例外を認めるものとする。

a 信託行為にその取引をすることを許容する旨の定めがあるとき。

b 受託者がその取引につき重要な事実を開示して受益者の承認を得たとき。

4 忠実義務に違反する行為の効果等について

(1) 利益相反行為の禁止に違反する行為の効果

これに違反した行為の効果については、次のとおりとするものとする。

a 2の(1)のア(ア)(イ)又はイ(ア)の行為がされた場合は、これらの行為は、無効とするものとする。

b aにかかわらず、受益者は、当該行為を追認することができるものとする。

c aの行為に係る信託財産に属する財産について、更に受託者と第三者との間で処分その他の行為がされた場合には、当該第三者において、aの行為が利益相反行為であることを知り、又は重大な過失により知らなかったときに限り、受益者は、第33に従い、当該処分その他の行為を取り消すことができるものとする。

d 2の(1)のイ(イ)又はウの行為がされた場合には、当該第三者において、これらの行為が利益相反行為であることを知り、又は重大な過失により知らなかったときに限り、受益者は、第33に従い、当該行為を取り消すことができるものとする。

(2) 競合行為の禁止に違反する行為の効果

これに違反した行為の効果については、次のとおりとするものとする。

a 当該行為は、有効とするものとする。

b 受益者は、当該行為が信託財産のためにされたものとみなすことができるものとする。ただし、第三者の利益を害する場合には、この限りでないものとする。

c bの権利は、当該行為の時から1年を経過したときは、消滅するものとする。

(3) 忠実義務に違反する行為に係る損失の推定

受託者が1から3までの禁止に違反する行為をした場合には、受託者は、当該行為によって受託者又はその利害関係人が得た利益の額と同額の損失を信託財産に生じさせたものと推定するものとする。

(注1) 受託者は、2(1)又は3(1)に掲げる行為をしたときは、受益者に対し、当該行為についての重要な事実を通知しなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(注2) 2(2)b又は3(2)bの要件を満たす場合であっても、利益相反行為の禁止の例外を認めない旨の信託行為の定めを設けることは許容されることを前提としている。

第2-1 公平義務について

受託者は、受益者が複数存在する信託においては、受益者のために公平にその職務を行わなければならないものとする。

第2-2 分別管理義務について

受託者は、信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを、次に掲げる財産の区分に応じ、次に定める方法により、分別して管理しなければならないものとする。ただし、分別して管理する方法について、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

- a 信託の登記又は登録をすることができる財産（cに掲げるものを除く。） 当該信託の登記又は登録
- b 信託の登記又は登録をすることができない財産（cに掲げるものを除く。） 次に掲げる区分に応じ、次に定める方法
 - (a) 動産（金銭を除く。） 信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを外形上区別することができる状態で保管する方法
 - (b) 金銭その他の(a)に掲げる財産以外の財産 その計算を明らかにする方法
- c 法務省令で定める財産 当該財産を適切に分別して管理する方法として法務省令で定めるもの

(注) aに掲げる財産について信託の登記又は登録をする義務は、これを免除することができないものとする。

第2-3 信託事務の処理の委託について

1 信託事務の処理を委託する受託者の権限

受託者は、次の場合には、信託事務の処理を第三者に委託することができるものとする。

- a 信託行為に信託事務の処理を第三者に委託する旨又は委託することができる旨の定めがあるとき。
- b 信託行為に信託事務の処理の第三者への委託に関する定めがない場合において、信託事務の処理を第三者に委託することが信託の目的に照らして相当であると認められるとき。
- c 信託行為に信託事務の処理を第三者に委託してはならない旨の定めがある場合において、信託事務の処理を第三者に委託することにつき信託の目的に照らしてやむを得ない事由があると認められるとき。

2 信託事務の処理を委託した受託者の義務等

(1) 1により信託事務の処理を第三者に委託するときは、受託者は、信託の目的に

照らして適切な者に委託しなければならないものとする。

- (2) 1により信託事務の処理を第三者に委託したときは、受託者は、当該第三者に対し、信託の目的の達成のために必要かつ適切な監督を行わなければならないものとする。
- (3) 受託者が信託事務の処理を次に掲げる第三者に対して委託したときは、(1)及び(2)は、適用しないものとする。ただし、受託者は、当該第三者が不適任若しくは不誠実であること又は当該第三者による事務の処理が不適切であることを知ったときは、その旨の受益者に対する通知、当該第三者への委託の解除、その他の必要な措置を講じなければならないものとする。
 - a 信託行為において指名された第三者
 - b 信託行為において受託者が委託者又は受益者の指名に従い信託事務の処理を第三者に委託する旨の定めがある場合において、当該定めに従い指名された第三者
- (4) (3)ただし書にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(注) 現行法第26条第3項の規定(受託者から信託事務の処理を委託された第三者の責任)は、削除するものとする。

第24 帳簿作成義務等について

1 受託者の帳簿等の作成義務等

- (1) 受託者は、信託事務の処理及び計算を明らかにするため、帳簿その他の書類を作成しなければならないものとする。
- (2) 受託者は、(1)の書類及び信託事務の処理に関する書類を作成した時から10年間(当該期間内に信託の清算事務の結了があったときは、その日までの間)、これらの書類を保存しなければならないものとする。ただし、これらの書類を受益者に引き渡したときは、この限りでないものとする。
- (3) 受託者は、毎年1回一定の時期において、その受託する信託財産に属する財産の状況に関する書類を作成しなければならないものとする。
- (4) 受託者は、(3)の書類を作成した時から信託の清算事務の結了の時まで、その書類を保存しなければならないものとする。ただし、その作成の日から10年を経過した後において、これを受益者に引き渡したときは、この限りでないものとする。

2 信託財産の状況に関する報告義務

受託者は、1(3)の書類を作成したときは、その内容につき、受益者に報告しなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

3 受益者等の帳簿等の閲覧等請求権及び信託事務処理の状況の報告請求権

- (1) 委託者又は受益者は、受託者に対し、信託事務の処理の状況について報告を請求することができるものとする。
- (2) 受益者は、受託者に対し、理由を明示して、1(2)の書類の閲覧又は謄写を求め

ることができるものとする。

(3) 1(2)の書類(信託財産に属する財産の状況に関する書類を作成する基礎となった書類のうち重要なものを除く。)又は当該請求によって受益者以外の第三者の利益を害するおそれのある情報の記載された文書については、信託行為において、同意を得た受益者による閲覧又は謄写の対象としない旨を定め、かつ、受益者の同意を得た場合には、当該受益者による閲覧又は謄写の対象としないことができるものとする。

(4) (2)による請求があったときは、(3)の場合のほか、次の事由に該当すると認めべき相当の理由がある場合でなければ、請求を拒むことができないものとする。

a 当該請求を行う受益者(以下「請求者」という。)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

b 請求者が不適当なときに請求を行ったとき。

(5) 利害関係人は、受託者に対し、1(3)の書類の閲覧又は謄写を求めることができるものとする。

(注1) 3(4)において、受益者が複数である場合で、かつ、その一部の受益者が閲覧又は謄写の請求をしたときには、a・bに加え、c 請求者が、当該信託事務の処理を妨げ、又は当該信託の受益者の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき、d 請求者が、当該信託に係る業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき、e 請求者が、1(2)の書類の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき、f 請求者が、過去2年以内において、1(2)の書類の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるときも、閲覧拒否事由とする。

(注2) 信託行為に別段の定めを置き、当該信託の受益者以外の第三者(例えば、当該信託と合同運用を行う他の信託の受益者などが想定される。)が1(2)の書類の閲覧等を行うことを許容することも可能であるものとするを前提としている。

第25 他の受益者に関する情報を求める権利等について

1 他の受益者に関する情報を求める権利

(1) 1つの信託につき2以上の受益者がある場合において、受益者が理由を明らかにして請求をしたときは、受託者は、当該受益者に対し、次に掲げる事項を開示しなければならないものとする。

a 他の受益者の氏名又は名称及び住所

b 他の受益者が有する受益権の内容

(2) (1)にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

2 1の請求に対する受託者の拒絶事由

受託者は、1(1)の請求がされたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

a 当該請求を行う受益者(以下「請求者」という。)がその権利の確保又は行使に

関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

- b 請求者が受託者の信託事務の処理を妨げ、又は受益者の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
- c 請求者が当該信託に係る業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。
- d 請求者が当該信託の他の受益者に関する情報を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
- e 請求者が、過去2年以内において、当該信託の他の受益者に関する情報を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。
- f 請求者が不相当なときに請求を行ったとき。

(注) 信託行為に別段の定めを置くことにより、受益者以外の第三者(例えば、受益者集会の招集権限を有する第三者)が受託者に対して1の請求をすることも可能であることを前提としている。

第26 受託者の損失てん補責任等について

1 受託者の損失てん補等責任

受託者がその任務を怠ったことによって次のa又はbに掲げる場合に該当するに至ったときは、受益者又は他の受託者は、次のa又はbに定める措置を請求することができるものとする。ただし、bに定める措置については、原状の回復が著しく困難であるとき、原状の回復をするのに過分の費用を要するとき、その他当該受託者に原状の回復をさせることを不相当とする特別の事情があるときは、この限りでないものとする。

- a 信託財産に損失が生じた場合 当該損失のてん補
- b 信託財産に変更が生じた場合 原状の回復

2 分別管理義務に違反した場合の受託者の責任に関する特則

受託者が第22に違反して信託財産に属する財産を管理した場合において、信託財産に損失又は変更を生じたときは、当該受託者は、第22に従い分別して管理をしたとしても損失又は変更が生じたことを証明しなければ、1の責任を免れることができないものとする。

3 信託事務の処理の委託に関する規律(第23の1)に違反した場合の受託者の責任に関する特則

受託者が第23の1に違反して信託事務の処理を第三者に委託した場合において、信託財産に損失又は変更を生じたときは、当該受託者は、第三者に委託しなかったとしても損失又は変更が生じたことを証明しなければ、1の責任を免れることができないものとする。

第27 法人役員の連帯責任について

受託者である法人が損失てん補責任等(第26参照)を負う場合において、受託者である法人の行った法令又は信託行為の定め違反する行為につき、法人の理事又は

これに準ずる者に悪意又は重大な過失があるときは，その者は，連帯して，損失のてん補又は原状の回復をしなければならないものとする。

第28 受託者等の損失てん補責任等の免除について

1 受託者等の損失てん補責任等の免除

受益者は，次に掲げる責任を免除することができるものとする。

a 受託者の損失てん補責任等（第26参照）

b 受託者である法人が損失てん補責任等を負う場合の法人の理事又はこれに準ずる者の損失てん補責任等（第27参照）

2 2以上の受益者がある信託の特則

(1) 2以上の受益者がある信託においては，1の責任の免除は，信託行為の定めにより受益者集会における受益者の多数決をもってすることができるものとする。

(2) (1)にかかわらず，次に掲げる責任の免除については，すべての受益者の一致をもってしなければならないものとする。

a 1の責任の全部の免除

b 1aの責任（受託者がその任務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合に生じたものに限る。）の一部の免除

c 1bの責任の一部の免除

3 2以上の受託者がある場合の免除の効果

受託者が2以上ある信託において，受益者が受託者等の責任を免除したときは，他の受託者は，当該責任を負うべき者に対し，当該責任の追及に係る請求をすることができないものとする。ただし，信託行為に別段の定めがあるときは，その定めに従うものとする。

（注）2(1)の責任の免除については，議決権を行使することのできる受益者の議決権の過半数を有する受益者が出席し，出席した当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数決をもって行わなければならないが，これに反する信託行為の定めを許容しないものとする。

第29 損失てん補責任等に関する消滅時効等について

1 受託者の損失てん補責任等に係る債権の消滅時効

受託者の損失てん補責任等に係る債権の消滅時効は，債務の不履行によって生じた責任に係る債権の消滅時効の例によるものとする。

2 受託者の損失てん補責任等に係る債権で受益者が有するものの特則

(1) 受託者の損失てん補責任等に係る債権で，受益者が有するものの消滅時効は，当該受益者が信託行為の定めにより受益者として指定されたことを知るに至るまでの間は，進行しないものとする。

(2) 受託者の損失てん補責任等に係る債権は，受託者の任務違反行為により信託財産に損失又は変更が生じた時から20年が経過したときは，消滅するものとする。

（注）受託者が法人である場合において，その理事等が当該法人と連帯して負う損失てん補責任等に係る債権（第27参照）については，その消滅時効期間を10年間とするほか

は、上記の1及び2のとおりとするものとする。

第30 受託者の違法行為の差止請求権について

1 信託財産に著しい損害が生ずる行為の差止め

受託者が法令若しくは信託行為の定め違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって信託財産に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、受益者又は他の受託者は、当該受託者に対し、その行為をやめることを請求することができるものとする。

2 公平義務違反行為の差止め

受託者が公平義務に違反する行為をし、又はこれをするおそれがある場合において、当該行為によって一部の受益者に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該受益者又は他の受託者は、当該受託者に対し、その行為をやめることを請求することができるものとする。

第31 検査役選任請求権について

受託者の信託事務の処理に関し、法令又は信託行為の定め違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、受益者は、信託事務及び信託財産に属する財産の状況を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任を請求することができるものとする。

(注1) 検査役の権限(報告徴収権・物件検査権)に関する規定を設けるものとする。

(注2) 検査役は、調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を、裁判所に提供して報告しなければならないものとする。

(注3) 検査役は、検査役の選任請求をした受益者及び受託者に対し、調査結果の内容を通知しなければならないものとし、当該通知を受けた受託者は、検査役の選任請求をしていない受益者に対し、検査役から調査結果の通知を受けた旨を通知しなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(注4) 裁判所は、必要があると認めるときは、受託者に対し、裁判所が相当と認める方法により調査結果の内容を検査役の選任請求をしていない受益者に通知することを命じなければならないものとする。

(注5) 検査役の報酬等については、信託財産の中から支出するものとする。

第32 受託者の権限の範囲について

受託者は、信託財産に属する財産の管理又は処分その他信託目的の達成のために必要な行為を行う権限を有するものとする。ただし、信託行為に別段の定めを設けることにより、当該権限の範囲を制限することを妨げないものとする。

第33 受託者の権限違反行為の取消しについて

1 受託者の権限違反行為に対する受益者の取消権

(1) 受託者が信託財産のためにした行為がその権限に属しない場合において、次のいずれにも該当するときは、受益者は、当該行為を取り消すことができるものとする。

a 当該行為の相手方が、当該行為の当時、当該行為が信託財産のためにされたものであることを知っていたこと。

b 当該行為の相手方が、当該行為の当時、当該行為が受託者の権限に属しないことにつき悪意又は重大な過失があったこと。

(2) (1)にかかわらず、受託者が信託財産に属する財産（信託の登記又は登録をすることができるものに限る。）について権利を設定し又は移転した行為がその権限に属しない場合には、次のいずれにも該当するときに限り、受益者は、当該行為を取り消すことができるものとする。

a 当該行為の当時、当該信託財産に属する財産について信託の登記又は登録がされていたこと。

b 当該行為の相手方が、当該行為の当時、当該行為が受託者の権限に属しないことにつき悪意又は重大な過失があったこと。

2 取消しの効力

2以上の受益者のうちの1人が1により取消権を行使したときは、その取消しは、他の受益者のためにも、その効力を生ずるものとする。

3 取消権の消滅期間

1による取消権は、受益者が取消しの原因があることを知った時から3箇月間行使しないときは、時効によって消滅するものとする。行為の時から1年を経過したときも、同様とするものとする。

第34 費用等の補償請求権について

1 信託財産から費用等の補償等を受ける権利

(1) 受託者は、信託事務を処理するために必要と認められる費用を固有財産から支出した場合には、当該費用及び支出の日以後におけるその利息（以下「費用等」という。）について信託財産から補償を受けることができるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(2) 受託者は、信託事務を処理するために費用を要するときは、当該費用について信託財産からその前払を受けることができるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(3) 受託者は、(1)又は(2)の権利を行使するために必要があるときは、信託財産に属する財産（当該財産を処分することにより信託目的を達成することができないこととなるものを除く。）を処分することができるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(4) 受託者は、信託財産を引当てとする債務を固有財産をもって弁済した場合において、(1)の権利を有することとなったときは、当該債務に係る債権者に代位する

ものとする。この場合において、受託者は、遅滞なく、当該債権者が有する債権が信託財産を引当てとする債務に係る債権である旨及び当該債務を固有財産をもって弁済した旨を当該債権者に通知しなければならないものとする。

(5) 受託者は、信託事務を処理するために信託財産に属する財産について支出した費用が、次の a 又は b に該当する場合には、それぞれ a 又は b に定める額につき、当該財産の代価から、他の権利者より先にその補償を受けることができるものとする。

a 信託財産に属する財産の保存のために支出した金額その他の当該財産の価値の維持のために必要と認められるもの その金額

b 信託財産に属する財産の改良のために支出した金額その他の当該財産の価値の増加に有益であったと認められるもの その金額又は現に存する増価額のいずれか低い金額

(6) 受託者が信託財産を引当てとする債務に係る債権を有する者の共同の利益のためにした信託財産に属する財産の保存、清算又は配当に関する費用に係る債権については、民法第 307 条第 1 項に規定する共益費用の先取特権と同順位の優先権を付与するものとする。ただし、当該費用のうちすべての債権者に有益でなかったものについては、その費用によって利益を受けた債権者にのみ優先するものとする。

(7) 信託財産に属する財産について、強制執行等が開始された場合には、文書により(1)の権利を有することを証明した受託者も配当要求をすることができるものとする。

2 受益者から費用等の補償等を受ける権利

1 (1)又は(2)の場合においては、受託者が、受益者との間の合意に基づき、当該受益者から費用等の補償又は前払を受けることを妨げないものとする。

3 引渡拒絶権

受託者は、1 (1)又は(2)の権利について満足を受けるまで、受益者又は帰属権利者に対し、信託財産の引渡しを拒むことができるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

4 損失てん補責任等に係る義務の先履行

1 (1)又は(2)の権利は、受託者が損失てん補責任等に係る義務を履行した後でなければ、行使することができないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

5 損害補償請求権

受託者が信託事務を処理するために自己に過失なく受けた損害の補償についても、1 から 4 まで (1 (2), (4)から(6)までを除く。)と同様とするものとする。

(注 1) 受託者は、信託財産から費用の前払を受けるには、受益者に対し、前払を受ける額及びその算定根拠を通知しなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(注 2) 受託者は、1 (1)又は(2)の権利について満足を受けることができないときは、受益者及び委託者への通知をすることなど一定の手続を経た上で、信託を終了することができるものとする。

(注3) 受託者が第三者の故意又は過失により受けた損害については、受託者にも過失があるときであっても、第三者に対して請求することができる損害賠償の額を限度として、信託財産からその補償を受けることができるものとする。

第35 報酬請求権について

1 受託者が信託財産から信託報酬を受ける権利

(1) 受託者は、次のいずれかに該当する場合には、信託財産から信託事務の処理を行うことの対価としての報酬（以下「信託報酬」という。）を受けることができるものとする。

a 信託行為において、信託財産から信託報酬を受ける旨の定めがある場合

b 商人がその営業の範囲内において信託を引き受けた場合

(2) (1)の場合においては、受託者は、相当の額の信託報酬を受けることができるものとする。ただし、信託行為において信託報酬の額又はその算定方法の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

2 受益者から信託報酬を受ける権利

受託者が、受益者との間の合意に基づき、当該受益者から信託報酬を受けることを妨げないものとする。

3 信託報酬を受ける権利の行使方法

(1) 信託報酬を受ける権利の行使については、費用等の補償等を受ける権利の行使に関する規律(第34の1(3)及び(7)並びに4に限る。)と同様とするものとする。

(2) 受託者が信託報酬を受ける権利について満足を受けていない場合における信託財産の引渡しについては、費用等の補償等を受ける権利に関する規律(第34の3)と同様とするものとする。

(注1) 1(2)の場合(信託行為に信託報酬の額又はその算定方法の定めがあるときを除く。)においては、受託者は、信託報酬を受ける前に、信託報酬の額及びその算定根拠を受益者に通知しなければならないものとする。

(注2) 受託者は、信託報酬を受ける権利について満足を受けることができないときは、受益者及び委託者への通知をすることなど一定の経路を経た上で、信託を終了させることができるものとする(第34の(注2)参照)。

(注3) 信託報酬の支払時期等については、民法第648条第2項及び第3項に準じて、所要の規定を整備するものとする。

第36 受託者が複数の信託に関する規律について

1 信託財産の所有形態

1つの信託で複数の受託者があるときは、信託財産は、その合有とするものとする。

2 信託事務処理の方法

(1) 信託事務の決定

信託事務は、共同受託者の過半数をもって決定するものとする。ただし、信託

行為に別段の定めがあるときは，その定めに従うものとする。

(2) 信託事務の執行

各受託者は，(1)の意思決定に基づき，信託事務を執行することができるものとする。ただし，信託行為に別段の定めがあるときは，その定めに従うものとする。

(3) 保存行為を行う場合の特例

保存行為については，各受託者は，単独で決定し，執行することができるものとする。ただし，信託行為に別段の定めがあるときは，その定めに従うものとする。

(4) 信託行為に職務分掌の定めがある場合の特例

信託行為の定めにより共同受託者の間で職務が分掌されている場合においては，各受託者は，分掌された職務の限度で，独立して信託事務を決定し，執行するものとする。

(5) 職務分掌者の当事者適格

(4)の場合には，信託財産に関する訴えについて，各受託者は，自己の分掌する職務に関し，他の受託者のために原告又は被告となるものとする。

3 受託者間の信託事務処理の委託

受託者は，信託行為に別段の定めがある場合又はやむを得ない事情が生じた場合を除き，他の受託者に対し，重要な信託事務の決定を委託することはできないものとする。

4 共同受託者の責任

(1) 受益者に対する責任

2以上の受託者がその任務に違反する行為をしたことにより損失等補責任等を負う場合には，各受託者は，連帯債務者とするものとする。

(2) 取引の相手方に対する責任

ア 信託事務を処理するに当たって各受託者が第三者に対し債務を負担したときは，各受託者は，連帯債務者とするものとする。

イ 信託行為の定めにより共同受託者の間で職務が分掌されている場合において，ある受託者がその職務分掌に関する定めに従い信託事務を処理するに当たって第三者に対し債務を負担したときは，他の受託者は，信託財産に属する財産の限度においてのみ，その義務を履行する責任を負うものとする。ただし，その債務の負担の原因である行為の当時，当該第三者が，当該行為が信託事務の処理としてされたこと及び他の受託者が存することを知っていた場合において，信託行為に職務分掌の定めがあることについて善意でかつ過失がなかったときは，この限りでないものとする。

(注1) 受益者の受託者に対する意思表示は，信託行為に別段の定めがない限り，共同受託者の1人に対してすれば他の受託者にもその効力が生じるものとする。また，第三者の受託者に対する意思表示は，共同受託者の1人に対してすれば，他の受託者にも効力が生じるものとする。

(注2) 信託行為の定めにより複数の者が受託者として指定された場合において，指定された者の一部が信託の引受けを拒絶し，又は引受けをすることができなかつたときであっても，信託行為に別段の定めがない限り，信託は存続するものとする。また，共同受託者

の一部について任務が終了した場合には、信託行為に別段の定めがない限り、信託は存続し、任務が終了した受託者の有していた権限等は、残りの受託者が承継するものとする。

(注3) 2及び3の規律に反してなされた行為(例えば、ある受託者が受託者の過半数の賛成を得ずに第三者とした取引)は、受託者の権限に属しない行為となることを前提としている。

(注4) 受託者が2以上ある信託において、受託者の1人の任務が終了したときは、委託者及び受益者は、その合意により、当該受託者の任務を承継する受託者を選任することができるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

第37 受託者の解任及び辞任について

1 受託者の解任

(1) 委託者及び受益者の合意により、受託者をいつでも解任することができるものとする。

(2) (1)の場合において、受託者の不利な時期において解任することとしたときは、受託者は、損害の賠償を請求することができるものとする。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでないものとする。

(3) (1)及び(2)にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(4) 受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者又は受益者は、受託者の解任を裁判所に請求することができるものとする。

2 受託者の辞任

(1) 現行法第43条の規定の趣旨を維持し、受託者は、委託者及び受益者の承諾がなければ辞任することができないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(2) 現行法第46条の規定の趣旨を維持し、受託者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができるものとする。

第38 解任及び辞任以外の受託者の任務終了事由について

受託者の任務は、解任又は辞任があった場合のほか、次の場合に終了するものとする。

a 受託者が死亡し、又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき。

b 受託者が合併以外の事由により解散したとき。

c 受託者について破産手続開始の決定があったとき。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

d 信託行為に定めた事由が生じたとき。

(注) 現行法第44条の規定(受託者の資格喪失による任務終了)は、削除するものとする。

第39 合併又は会社分割による受託者の変更について

1 合併による受託者の変更

受託者が株式会社の場合において、受託者が合併により解散したときにおいても、受託者の任務は終了せず、合併によって設立された株式会社又は合併後存続する株式会社がその任務を承継するものとする。この場合において、受益債権については、会社法上の債権者保護手続（会社法第789条等参照）の対象とはしないものとする。

2 会社分割による受託者の変更

受託者が株式会社の場合において、受託者が会社分割により営業の全部又は一部を設立する株式会社又は他の株式会社に承継させることにより信託財産を移転するときにおいても、受託者の任務は終了せず、当該設立する株式会社又は他の株式会社がその任務を承継するものとする。この場合において、受益債権については、会社法上の債権者保護手続（会社法第799条等参照）の対象とはしないものとする。

（注1）資本減少及び法定準備金減少の手続においても、受益債権については、会社法上の債権者保護手続の対象とはしないものとする。

（注2）信託財産に属する財産のみを責任財産とする信託債権を有する者についても、会社法上の債権者保護手続の対象とはしないものとする。

第40 前受託者等の義務等について

1 受託者の解任等による任務の終了の場合

(1) 解任その他の事由（第38のa及びcの事由を除く。）により受託者の任務が終了したときは、前受託者は、受益者及び他の受託者に対し、その旨の通知をしなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(2) (1)の事由による受託者の任務の終了により受託者の全部が欠けたときは、前受託者は、新受託者又は信託財産管理者が信託事務の処理をすることができるようになるまでの間、引き続き信託財産の保管をし、かつ、信託事務の引継ぎに必要な行為をすることを要するものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(3) (2)にかかわらず、辞任（裁判所の許可による辞任を除く。）による受託者の任務の終了により受託者の全部が欠けたときは、前受託者は、新受託者又は信託財産管理者が信託事務の処理をすることができるようになるまでの間、引き続き受託者の権利義務を有するものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(4) (2)の場合（(3)の場合を除く。）において、前受託者が信託財産に属する財産の処分をしようとするときは、受益者は、前受託者に対し、これをやめることを請求することができるものとする。ただし、新受託者又は信託財産管理者が信託事務の処理をすることができるようになった後は、この限りでないものとする。

2 受託者の死亡等による任務の終了の場合

- (1) 第38のaの事由により受託者の任務が終了した場合において、受託者の相続人(法定代理人があるときは、その法定代理人)、成年後見人又は保佐人(以下「相続人等」という。)がその事実を知っているときは、相続人等は、受益者及び他の受託者に対し、受託者の任務が終了したことを通知しなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
- (2) 第38のaの事由による受託者の任務の終了により受託者の全部が欠けたときは、受託者の相続人等は、新受託者、信託財産管理者又は信託財産法人の管理人が信託事務の処理をすることができるようになるまでの間、信託財産の保管をし、かつ、信託事務の引継ぎに必要な行為をすることを要するものとする。
- (3) 受託者の相続人等は、新受託者、信託財産管理者又は信託財産法人の管理人に対し、(1)又は(2)による事務を遂行するために支出した費用の償還を請求することができるものとする。
- (4) (2)の場合において、受託者の相続人等が信託財産に属する財産の処分をしようとするときは、受益者は、受託者の相続人等に対し、これをやめることを請求することができるものとする。ただし、新受託者、信託財産管理者又は信託財産法人の管理人が信託事務の処理をすることができるようになった後は、この限りでないものとする。

3 受託者の破産による任務の終了の場合

- (1) 第38のcの事由により受託者の任務が終了したときは、前受託者は、破産管財人に対し、自己の有する信託財産の内容、所在その他の事項を通知しなければならないものとする。
- (2) 第38のcの事由により受託者の任務が終了したときは、前受託者は、受益者及び他の受託者に対し、その旨を通知しなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
- (3) 第38のcの事由による受託者の任務の終了により、受託者の全部が欠けたときは、破産管財人は、新受託者又は信託財産管理者が信託事務を処理することができるようになるまでの間、信託財産を保管し、かつ、信託事務の引継ぎに必要な行為をすることを要するものとする。
- (4) 破産管財人は、新受託者又は信託財産管理者に対し、(3)による信託事務を遂行するために支出した費用の償還を請求することができるものとする。
- (5) (3)の場合において、破産管財人が信託財産に属する財産の処分をしようとするときは、受益者は、破産管財人に対し、これをやめることを請求することができるものとする。ただし、新受託者又は信託財産管理者が信託事務の処理をすることができるようになった後は、この限りでないものとする。

第4章 新受託者の選任について

1 合意による新受託者の選任

受託者が任務を終了した場合においては、委託者及び受益者の合意により、新受託者を選任することができるものとする。

2 裁判所による新受託者の選任

現行法第49条第1項の規定の趣旨を維持し、受託者が任務を終了した場合においては、利害関係人は、新受託者の選任を裁判所に請求することができるものとする。

(注) 信託行為において新受託者として指定された者に対する利害関係人の就任の承諾の催告に関する規律(第65の1参照)を整備するものとする。

第42 受託者の交代に伴う法律関係について

1 受託者の全部の任務が終了した場合の信託財産の帰属

受託者の全部の任務が終了し、新受託者が就任していないときは、信託財産の帰属は、次のとおりとするものとする。

- a 受託者の死亡以外の事由による場合 前受託者に帰属するものとする。
- b 受託者の死亡による場合 信託財産は法人とするものとする。ただし、新受託者が就任したときは、存立しなかったものとみなすものとする。

2 新受託者に対する権利義務の承継

(1)ア 受託者の全部の任務が終了し、新受託者が就任したときは、新受託者は、前受託者の任務が終了した時に前受託者から信託に関する権利及び義務を承継したものとみなすものとする。

イ アにかかわらず、辞任(裁判所の許可による辞任を除く。)により受託者の全部の任務が終了したときは、新受託者は、新受託者又は信託財産管理者が就任した時に前受託者から信託に関する権利及び義務を承継したものとみなすものとする。

(2) (1)により信託に関する権利及び義務を承継したものとみなされた場合においても、新受託者が就任するまでに、前受託者、信託財産管理者又は信託財産法人の管理人がその権限内でした行為の効力は妨げられないものとする。

3 債務の承継に伴う前受託者又は新受託者の責任の範囲

(1) 前受託者は、次に掲げた時点で存する信託財産を引当てとする債務について、その固有財産をもって弁済の責任を負うものとする。

- a 2の(1)アの場合には、前受託者の任務が終了した時
- b 2の(1)イの場合には、新受託者又は信託財産管理者が就任した時

(2) 新受託者は、(1)の債務について、信託財産のみをもって弁済の責任を負うものとする。

4 新受託者への事務引継ぎ等

(1) 新受託者又は信託財産管理者が就任した場合には、前受託者は、遅滞なく信託事務に関する計算を行い、新受託者又は信託財産管理者が信託事務の処理を行うのに必要な信託事務の引継ぎをしなければならないものとする。

(2) 次に掲げる場合には、前受託者のその受益者に対する引継ぎに関する責任は免除されたものとみなすものとする。ただし、前受託者の職務の執行に不正の行為があったときは、この限りでないものとする。

- a 受益者が(1)の計算を承認した場合

b (1)の計算の承認を求められた時から1箇月以内に受益者が異議を述べなかった場合

(注1) 裁判所は、利害関係人の請求により、信託財産法人の管理人を選任することができるものとし、信託財産法人の管理人の権限、義務、報酬、任務終了事由等については、信託財産管理者の規律(第43参照)を準用するものとする。

(注2) 3(1)の信託財産を引当てとする債務については、信託財産のみを責任財産とする債務を除くものとする。

(注3) 受託者の交代に関する現行法の規定のうち、現行法第51条(新受託者の前受託者に対する損失てん補請求権等の行使)及び第53条(信託財産に対する執行手続の続行)については、現行法の規定の趣旨を維持するものとする。

(注4) 共同受託者の一部の任務が終了した場合における受託者の交代に伴う法律関係について、規定を設けるものとする。

(注5) 前受託者は、新受託者、信託財産法人の管理人又は信託財産管理者から費用等の補償(第34参照)又は信託報酬(第35参照)を受けることができるものとする。

(注6) 相続人等の新受託者への事務引継ぎ等に関する規定を設けるものとする。

第43 信託財産管理者について

1 信託財産管理者の選任

受託者の任務の終了により受託者の全部が欠けた場合において、信託財産を保護するために必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の請求により、信託財産管理者を選任することができるものとする。

2 信託財産管理者の権限

信託財産管理者は、次に掲げる行為をする権限を有するものとする。ただし、裁判所は、必要があると認めるときは、信託財産管理者に対して上記の権限を超える権限を付与することができるものとする。

a 信託財産に属する財産の保存行為

b 信託財産に属する財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

(注1) 信託財産管理者が選任された場合においては、任務が終了した受託者は、その権限を行使することができないものとする。

(注2) 信託財産管理者が選任された場合の信託財産関係の訴えについては、信託財産管理者を原告又は被告とするものとする。

(注3) 信託財産管理者の費用及び報酬については、信託財産の中から支出するものとする。

(注4) 信託財産管理者の任務終了事由(辞任・解任等)について、所要の規定を整備するものとする。

(注5) 信託財産管理者の義務については、所要の規定を整備するものとする。

(注6) 民事保全法第23条第2項に規定する仮処分命令により選任された受託者の職務を代行する者については、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、信託財産管理者と同様の権限を有するものとするなど、所要の規定を整備するものとする。

受益者・受益権関係

第44 受益者の利益の享受について

1 受益権の取得時期

信託行為の定めにより受益者として指定された者は，受益の意思表示をすることなく受益権を取得するものとする。ただし，信託行為に別段の定めがあるときは，その定めに従うものとする。

2 受益者として指定された者に対する通知

1により受益者として指定された者が受益権を取得したことを知らない場合には，受託者は，遅滞なく，その者に対し，受益権取得の事実を通知しなければならないものとする。ただし，信託行為に別段の定めがあるときは，その定めに従うものとする。

第45 受益の放棄について

1 被指定者による受益の放棄

信託行為の定めにより受益者として指定された第三者（以下「被指定者」という。）は，受託者に対し，信託の利益を享受しない旨の意思表示をすることができるものとする。

2 1の意思表示の効力

被指定者は，1の意思表示をしたときは，信託行為の定めがされた当時から受益者として指定されていなかったものとみなすものとする。ただし，第三者の権利を害することはできないものとする。

第46 受益者を指定し又は変更する権利について

信託行為の定めにより，受益者指定権又は受益者変更権（以下「受益者指定権等」という。）を有する者が存する場合にあっては，次の1から3までによるものとする。ただし，信託行為に別段の定めがあるときは，その定めに従うものとする。

1 遺言による受益者指定権等の行使

受益者指定権等の行使は，遺言によってすることができるものとする。

2 受益者指定権等が行使された場合の効果

受益者指定権等の行使により受益者として指定された者は，受益の意思表示をすることなく受益権を取得するものとする。

3 受益者指定権等を有する者が死亡した場合

(1) 受益者指定権を有する者が受益者指定権を行使せずに死亡したときは，信託は終了するものとする。

(2) 受益者変更権を有する者が死亡したときは，受益者は，これにより確定するものとする。

(3) (1)及び(2)については、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(注) 受託者は、受益者指定権等が行使された場合にあっては受益権を取得した者に対して受益権取得の事実を、受益者変更権が行使された場合にあっては受益権を喪失した者に対して受益権喪失の事実を、遅滞なく、通知しなければならないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

第47 遺言代用の信託における第46の特則について

1 死亡後受益者を変更する権利の留保

委託者の死亡を始期として受益権又は信託財産に係る給付を受ける権利を取得する受益者（以下「死亡後受益者」という。）についての定めのある信託においては、委託者は、死亡後受益者を変更する権利を有するものとし、死亡後受益者は、委託者が死亡するまでは、受益者としての権利を有しないものとする。ただし、信託契約に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

2 委託者の権利に関する特別の規定

1において、死亡後受益者が存せず、又は受益者としての権利を有しないときは、委託者の権利については、目的信託における委託者の権利と同様とするものとする（第68参照）。ただし、信託契約に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(注) 上記以外の事項については、受益者指定権等に関する一般的規律（第46参照）に従うものとする。

第48 いわゆる後継ぎ遺贈型の受益者連続について

受益者の死亡により、当該受益者の有する受益権が消滅し、他の者が新たな受益権を取得する旨の定め（受益者の死亡により順次他の者が受益権を取得する旨の定めを含む。）のある信託は、当該信託がされた時から30年を経過した時に現に存する受益者が当該定めにより受益権を取得した場合であって当該受益者が死亡するまで又は当該受益権が消滅するまでの間、その効力を有するものとする。

第49 信託管理人等について

1 信託管理人

(1) 信託管理人の選任方法

受益者が現に存しない信託においては、次に掲げる方法により信託管理人を選任することができるものとする。

a 信託行為の定めにより選任する方法

b 利害関係人の請求に基づいて裁判所が選任する方法

(2) 信託管理人の権限等

ア 信託管理人は、信託に関する受益者の権利を行使することができるものとする

る。

イ 信託管理人は、自己の名をもって裁判上又は裁判外の行為をするものとする。

2 信託監督人

(1) 信託監督人の選任方法

次に掲げる方法により、信託監督人を選任することができるものとする。

a 信託行為の定めにより選任する方法

b 利害関係人の請求に基づいて裁判所が選任する方法（受益者が受託者を適切に監督することができない特別の事情がある場合に限る。）

(2) 信託監督人の権限等

ア 信託監督人は、すべての受益者のために、信託を監視・監督するために受益者に認められた権利を行使することができるものとする。

イ 信託監督人は、自己の名をもって裁判上又は裁判外の行為をするものとする。

3 受益者代理人

(1) 受益者代理人の選任方法

信託行為の定めにより、受益者の全部又は一部のために、受益者代理人を選任することができるものとする。

(2) 受益者代理人の権限等

ア 受益者代理人は、信託に関する受益者の権利（受託者等の損失てん補責任等の免除（第28の1参照）を除く。）を行使することができるものとする。

イ 受益者代理人がその代理すべき受益者のために裁判上又は裁判外の行為をするときは、個別の受益者を表示することを要しないものとする。

ウ 受益者代理人が選任された場合においては、当該受益者代理人に代理される受益者は、信託を監視・監督するために受益者に認められた権利及び信託行為において定めた権利を除き、その権利を行使することができないものとする。

（注1）信託行為の定めにより信託管理人が選任されている場合においては、裁判所は、信託管理人を選任することはできないものとする。信託監督人についても同様とするものとする。

（注2）信託監督人が選任された場合であっても、受益者は、2(2)アに掲げた権利を行使することができるものとする。

（注3）信託管理人、信託監督人又は受益者代理人（以下「信託管理人等」と総称する。）の義務については、所要の規定を整備するものとする。

（注4）未成年者、成年被後見人、被保佐人及び受託者は信託管理人等になることができないものとする。

（注5）信託管理人等の費用及び報酬並びに任務終了事由等について、所要の規定を整備するものとする。

第50 信託行為の定めによる受益者の権利の制限について

受益者による次のaからjに掲げる権利の行使は、信託行為の定めにより制限することができないものとする。

a 信託に関する裁判所に対する申立権

- b 信託財産に属する財産に対する違法な強制執行等に対する異議申立権（第13の2及び3参照）
- c 受託者の利益相反行為に関する取消権（第20の4の(1)c及びd参照）
- d 受託者の信託事務の処理の状況に関する報告請求権並びに帳簿，信託財産に属する財産の状況に関する書類等の閲覧等請求権（第24の3の(1)(2)及び(5)参照）
- e 受託者又はその理事等に対する損失てん補等の請求権（第26及び第27参照）
- f 受託者等の違法行為の差止請求権（第30，第40の1(4)，2(4)及び3(5)参照）
- g 受託者の権限違反行為の取消権（第33参照）
- h 受託者として指定された者に対する催告権（第65の1参照）
- i 受益を放棄する権利（第45参照）
- j 受益権取得請求権（第51参照）

（注1）受益権が有価証券化されている信託においては，上記のうち，裁判所に対する検査役選任請求権（第31参照），裁判所に対する信託の変更申立権及び終了申立権（第59の5，第62の1c参照），受託者の利益相反行為に関する取消権（第20の4の(1)c及びd参照），帳簿等の閲覧等請求権（第24の3(2)参照），受託者の違法行為の差止請求権（第30参照）及び権限違反行為の取消権（第33参照）について，信託行為の定めにより，一定の割合の受益権を有する受益者に限って権利行使を認めること等の制限を設けることを許容するものとする。ただし，信託行為の定めにより他の受益者に関する情報を求める権利（第25参照）が制限されているときは，この限りでないものとする。

（注2）受託者に対して責任追及の訴え等を提起した受益者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において，当該責任追及等の訴えに係る訴訟に関し，必要な費用を支出したとき又は弁護士等に報酬を支払うべきときは，受託者に対し，信託財産の中からその費用の額の範囲内又はその報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができるものとする。

第51 受益権取得請求権について

1 受益権取得請求

(1) 次に掲げる事項を内容とする信託の変更，併合又は分割がされるときは，受益者（c，d又はeについては，当該変更により損害を受けるおそれのある受益者に限る。）は，受託者に対し，自己の有する受益権を公正な価格で当該受益権に係る信託財産をもって取得するよう請求（以下「受益権取得請求」という。）することができるものとする。

- a 信託目的の変更
- b 受益権の譲渡の制限
- c 受託者の義務の全部又は一部の減免（ただし，信託の変更，併合又は分割による当該受託者の義務の全部若しくは一部の減免について信託行為に定めがある場合を除く。）
- d 受益債権の内容の変更（ただし，信託の変更，併合又は分割による当該受益債権の内容の変更について信託行為に定めがある場合を除く。）

e 信託行為において定めた事項

(2) (1)の場合のほか、信託の併合又は分割がされる場合において、これにより損害を受けるおそれのある受益者は、受託者に対し、受益権取得請求をすることができるものとする。

2 受益権取得請求をすることができない受益者

1 (1)の信託の変更、併合若しくは分割又は1 (2)の信託の併合若しくは分割（以下「重要な信託の変更等」という。）に賛成した受益者は、受益権取得請求をすることはできないものとする。

3 受益権取得請求の手續

(1) 重要な信託の変更等をする者は、変更等に係る意思決定において、次に掲げる事項を合意し、又は決しなければならないものとする。

a 重要な信託の変更等がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）

b 重要な信託の変更等の中止に関する条件を定めるときは、その条件

(2) 受託者は、重要な信託の変更等に係る意思決定の日から20日以内に、受益者に対し、重要な信託の変更等をする旨及び(1)の合意の内容を通知しなければならないものとする。この通知は、公告をもってこれに代えることができるものとする。

(3) 受益権取得請求は、(2)の通知又は公告の日から20日以内に、その受益権取得請求に係る受益権の内容を明らかにしてしなければならないものとする。

(4) 受益権の価格の決定について、受益者と受託者との間に協議が調ったときは、受託者は、受益権取得請求の日から60日を経過する日（その日までに効力発生日が到来していない場合にあっては、効力発生日）までにその支払をしなければならないものとする。

(5) 受益権の価格の決定について、受益権取得請求の日から30日以内に協議が調わないときは、受益者又は受託者は、その期間の満了の日後30日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができるものとする。

（注）受託者が信託財産で取得した受益権の処分の方法について、信託行為の別段の定め又は重要な信託の変更等の際の合意がないときは、当該取得に係る受益権は、消滅するものとする。

第52 受益者が複数の場合の意思決定方法について

1 受益者の意思決定の方法

(1) 受益者が2以上ある信託における受益者の意思決定（第50のaからjに掲げる受益者の権利を除く。）は、すべての受益者の一致によってこれを決するものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(2) (1)ただし書の場合において、信託行為に受益者集会における多数決による旨の定めがあるときは、2の規律に従うものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

2 受益者集会に関する規律

(1) 受益者集会の招集

ア 受益者集会は、受託者又は信託監督人が招集するものとする。

イ 受益者は、受益者集会の招集権者に対し、受益者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、受益者集会の招集を請求することができるものとする。

ウ 受益者集会は、必要があると認められる場合に随時招集するものとする。

(2) 議決権の数・受益者集会の決議

ア 受益者は、受益者集会において、次の a 又は b に掲げる区分に従い、それぞれ a 又は b に定めるものに依りて、議決権を有するものとする。

a 各受益権の内容が均等である場合 受益権の個数

b a に掲げる場合以外の場合 受益者集会の招集の決定の時ににおける受益権の価格

イ 受益者集会の決議については、原則として、普通決議（議決権総数の過半数を有する受益者が出席し、出席した受益者の議決権の過半数をもって行う決議をいう。）によるものとする。

(3) 受益者集会の決議の効力

受益者集会の決議は、当該信託のすべての受益者に対して効力が及ぶものとする。

(4) 受益者集会に要した費用の負担

受益者集会に要した費用は、信託財産をもって支出するものとする。

(5) 任意規定

受益者集会に関する規定はいずれも任意規定とし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(注1) 2(1)イに基づいて受益者が招集請求をした場合において、「請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合」又は「請求があった日から8週間以内の日を受益者集会の日とする受益者集会の招集の通知が発せられない場合」には、請求をした受益者は、受益者集会を招集することができるものとする。

(注2) 受益者が行う信託の意思決定のうち、受益者の利害に深く関連するものにつき受益者が決議をする場合については、普通決議より加重した要件を設けるものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

(注3) 受益者集会の規定について、受益者集会の招集手続・議決権の行使等に関し、所要の規定を整備するものとする。

第53 受益権の譲渡について

1 受益権の譲渡性

(1) 受益者は、その有する受益権を譲渡することができるものとする。ただし、その性質に反するときは、この限りでないものとする。

(2) (1)は、信託行為において別段の定めをした場合には、適用しないものとする。ただし、善意の第三者に対抗することができないものとする。

2 受益権の譲渡の対抗要件

(1) 受益権の譲渡は、受益権の譲渡をした者がこれを受託者に通知し、又は受託者が

これを承諾しなければ，受託者その他の第三者に対抗することができないものとする。

(2) (1)の通知及び承諾は，確定日付ある証書をもってしなければ，これを受託者以外の第三者に対抗することができないものとする。

3 受益権の譲渡における受託者の抗弁

受託者は，2(1)の通知又は承諾があるまでに受益権の譲渡をした者に対して生じた事由をもって受益権の譲渡を受けた者に対抗することができるものとする。

第54 受益債権についての物的有限責任について

受益債権に係る債務については，受託者は，信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負うものとする。

第55 受益債権と信託債権との優先劣後関係について

受益債権は，信託財産に属する財産に関して，信託債権に後れるものとする。

第56 受益債権等の消滅時効等について

1 受益債権の消滅時効等

(1) 受益債権の消滅時効は，他の法令の債権に係る消滅時効に関する規定に従うものとするが，受益者が受益者として指定されたことを知った後でなければ，受益債権の消滅時効は進行しないものとする。

(2) 受託者は受益債権の消滅時効を援用することができないものとするが，時効期間の経過後において，受益者に対して受益債権の存在及びその内容を相当の期間を定めて通知し，かつ，当該期間内に受益者から履行の請求を受けなかったときは，この限りでないものとする。

(3) 受益者の所在が時効期間の経過時において不明である場合その他(2)の通知をしなかったことについて正当な理由がある場合にも，受益債権の消滅時効を援用することができるものとする。

(4) 受益債権については20年の除斥期間を設けるものとし，受益債権を行使することができる時をその起算点とするものとする。

2 残余財産の給付に関する債権の消滅時効等

信託財産の帰属権利者（第63の4(1)a参照）が受託者に対して有する残余財産の給付に関する債権についても，1と同様に扱うものとする。

委託者関係

第57 委託者の権利義務等について

1 委託者の権利義務

委託者の信託法上の権利義務は、信託行為に別段の定めがない限り、次のとおりとするものとする。

- a 信託の監視・監督的権能については、受託者、信託監督人等の選任、解任及び辞任に関する権利、信託事務の処理の状況に関する報告請求権並びに利害関係人一般に認められる権利を除き、委託者には、付与しないものとする。
- b 信託の目的に反しないことが明らかな信託の変更、併合若しくは分割又は信託の終了については、委託者の同意を要しないものとする。
- c 委託者は法定帰属権利者（第63の4(2)参照）となるものとする。

2 委託者の地位の移転

委託者の地位については、他の委託者、受益者及び受託者の同意を得て移転すること並びに信託行為に定めた方法に従い移転することを妨げないものとする。

（注1）1について信託行為に別段の定めがあるときは、

- ・ aの各権利以外の信託の監視・監督的権能を委託者に留保し、又は上記の各権利を放棄させること
- ・ 信託の目的に反しないことが明らかな信託の変更等又は信託の終了についても委託者の同意を要するものとする事、及び信託の目的に反する信託の変更等又は信託の終了であっても委託者の同意を要しないものとする事
- ・ 第三者を帰属権利者に指定することができるものとする。

（注2）裁判所に対する信託の変更又は終了の申立権を委託者にも認めるものとする（第59の5及び第62の1c参照）。

第58 委託者の相続人の権利義務について

1 契約による信託における委託者の相続人の権利義務

契約による信託における委託者の相続人は、委託者の地位を相続により承継するものとする。

2 遺言による信託における委託者の相続人の権利義務

遺言信託における委託者の相続人は、委託者の地位を相続により承継しないものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

（注）遺言信託における委託者の相続人は、法定帰属権利者（第63の4(2)参照）となるものとする。

信託の変更関係

第59 信託の変更について

1 関係当事者の合意

信託の変更は、委託者、受託者及び受益者の合意によってすることができるものとする。この場合においては、変更後の信託行為の内容を明らかにしてしなければならないものとする。

2 1の例外

1にかかわらず、信託の変更は、次のa又はbに掲げる場合には、次のa又はbに定めるものによりすることができるものとする。この場合において、受託者は、aに掲げるときは委託者に対し、bに掲げるときは委託者及び受益者に対し、遅滞なく、変更後の信託行為の内容を通知しなければならないものとする。

a 信託の目的に反しないことが明らかであるとき 受託者及び受益者の合意

b 信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるとき 受託者の書面によってする意思表示

3 1及び2の例外

1又は2にかかわらず、信託の変更は、次のa又はbに掲げる場合には、次のa又はbに定める者による受託者に対する意思表示によってすることができるものとする。この場合において、bに掲げるときは、受託者は、委託者に対し、遅滞なく、変更後の信託行為の内容を通知しなければならないものとする。

a 受託者の利益を害しないことが明らかであるとき 委託者及び受益者

b 信託の目的に反しないこと及び受託者の利益を害しないことが明らかであるとき 受益者

4 1から3の例外

1から3までにかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

5 特別の事情による信託の変更を命ずる裁判

(1) 信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合しなくなるに至ったときは、裁判所は、委託者、受託者又は受益者の申立てにより、信託の変更を命ずることができるものとする。

(2) (1)の申立ては、当該申立てに係る変更後の信託行為の定めを明らかにしてしなければならないものとする。

第60 信託の併合について

1 定義

「信託の併合」とは、2に定めるところに従い、受託者を同一にする複数の信託の信託財産を一の新たな信託の信託財産とすることをいうものとする。

2 信託の併合手続

- (1) 信託の併合は、従前の各信託の委託者、受託者及び受益者の合意によってすることができるものとする。この場合においては、一定の事項を明らかにしてしなければならないものとする。
- (2) (1)にかかわらず、信託の併合は、次のa又はbに掲げる場合には、次のa又はbに定めるものによってすることができるものとする。この場合においては、受託者は、aに掲げるときは委託者に対し、bに掲げるときは委託者及び受益者に対し、遅滞なく、一定の事項を通知しなければならないものとする。
- a 信託の目的に反しないことが明らかであるとき 受託者及び受益者の合意
 - b 信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるとき 受託者の書面によってする意思表示
- (3) (1)及び(2)にかかわらず、各信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
- (4) 信託の併合をする場合には、従前の信託の信託財産を引当てとする債務に係る債権者は、受託者に対し、信託の併合について異議を述べるることができるものとする。ただし、信託の併合をしても当該債権者を害するおそれのないことが明らかであるときは、この限りでないものとする。
- (5) (4)により(4)の債権者の全部又は一部が異議を述べるができる場合には、受託者は、一定の事項を官報に公告し、かつ、(4)の債権者（信託財産に属する財産のみをもって履行の責任を負う債務に係る債権者に限る。）であって知れているものには、各別にこれを催告しなければならないこと等を内容とする債権者保護手続を設けるものとする。
- (6) 信託の併合がされる前に従前の信託の信託財産に属する財産に対し第13の1の(1)から(9)までに掲げる権利を有していた者は、信託の併合後の信託の信託財産に属する財産に対し、強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行若しくは競売又は国税滞納処分をすることができるものとする。
- (注1) (1)の一定の事項としては、例えば、
- a 信託の併合後の信託行為の内容
 - b 信託行為において定める受益権の内容に変更があるときは、その内容及び変更の理由
 - c 信託の併合に際して受益者に対し金銭その他の財産を交付するときは、当該財産の内容及びその価額
 - d 信託の併合をする時期
- などを規定することが考えられる。
- (注2) (5)の債権者保護手続においては、債権者が一定の期間内に異議を述べなかったときは、信託の併合を承認したものとみなすこととし、債権者が異議を述べたときは、信託の併合をしても異議を述べた当該債権者を害するおそれがないことを証明しない限り、受託者は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならないものとする。
- (注3) (5)の一定の事項としては、例えば

- a 信託の併合をする旨
- b (4)の債権者が一定の期間内に異議を述べるができる旨
などを規定することが考えられる。

第6 1 信託の分割について

1 定義

- (1) 「新規信託分割」とは、2に定めるところに従い、ある信託の信託財産の一部を受託者を同一とする新たな信託の信託財産として移転することをいうものとする。
- (2) 「吸収信託分割」とは、3に定めるところに従い、ある信託に係る信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託における信託財産として移転することをいう。

2 新規信託分割の手続

- (1) 新規信託分割は、委託者、受託者及び受益者の合意によってすることができるものとする。この場合においては、一定の事項を明らかにしてしなければならないものとする。
- (2) (1)にかかわらず、次のa又はbに掲げる場合には、新規信託分割は、次のa又はbに定めるものによってすることができるものとする。この場合においては、受託者は、aに掲げるときは委託者に対し、bに掲げるときは委託者及び受益者に対し、遅滞なく、一定の事項を通知しなければならないものとする。
 - a 信託の目的に反しないことが明らかであるとき 受託者及び受益者の合意
 - b 信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるとき 受託者の書面によってする意思表示
- (3) (1)及び(2)にかかわらず、各信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
- (4) 新規信託分割をする場合には、従前の信託の信託財産を引当てとする債務に係る債権者は、受託者に対し、新規信託分割について異議を述べるができるものとする。ただし、新規信託分割をしても当該債権者を害するおそれのないことが明らかであるときは、この限りでないものとする。
- (5) (4)により(4)の債権者の全部又は一部が異議を述べるができる場合には、受託者は、一定の事項を官報に公告し、かつ、(4)の債権者(信託財産に属する財産のみをもって履行の責任を負う債務に係る債権者に限る。)で知れているものには、各別にこれを催告しなければならないこと等を内容とする債権者保護手続を設けるものとする。
- (6) 新規信託分割がされた場合において、次のa又はbに掲げる者は、次のa又はbに定める信託財産に属する財産に対し、強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行若しくは競売又は国税滞納処分をすることができるものとする。
 - a 新規信託分割がされる前に従前の信託の信託財産に対し第13の1の(1)から(9)までに掲げる権利を有していた者(新規信託分割により従前の信託の信託財産を引当てとする債務でなくなるものとされた債務に係る債権者を除く。)

従前の信託の信託財産

- b 新たな信託の信託財産について新規信託分割がされる前の原因によって生じた権利を有していた者及び新規信託分割により新たな信託の信託財産を引当てとする債務となるものとされた債務に係る債権者 新たな信託の信託財産

(7) (4)により異議を述べることができる債権者((5)により各別の催告をしなければならないものに限る。)が(5)の催告を受けなかった場合には、(6) a に掲げる者は新たな信託の信託財産に属する財産に対しても、(6) b に掲げる者は従前の信託の信託財産に属する財産に対しても、強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行若しくは競売又は国税滞納処分をすることができるものとする。ただし、次の a 又は b に掲げる信託財産の区分に応じ、次の a 又は b に定める財産の価額を限度とするものとする。

a 新たな信託の信託財産 新規信託分割の日における新たな信託の信託財産の価額

b 従前の信託の信託財産 新規信託分割の日における従前の信託の信託財産の価額

(注1) (1)の一定の事項としては、例えば、

a 新規信託分割後の信託行為の内容

b 信託行為において定める受益権の内容に変更があるときは、その内容及び変更の理由

c 新規信託分割に際して受益者に対し金銭その他の財産を交付するときは、当該財産の内容及びその価額

d 新規信託分割をする時期

e 新規信託分割により従前の信託の信託財産を引当てとする債務でなくなるものがあるときは、当該債務に係る事項

f 新規信託分割により新たな信託の信託財産を引当てとする債務となるものがあるときは、当該債務に係る事項

などを規定することが考えられる。

(注2) (5)の債権者保護手続においては、債権者が一定の期間内に異議を述べなかったときは、新規信託分割を承認したものとみなすこととし、債権者が異議を述べたときは、新規信託分割をしても異議を述べた当該債権者を害するおそれがないことを証明しない限り、受託者は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならないものとする。

(注3) (5)の一定の事項としては、例えば

a 新規信託分割をする旨

b (4)の債権者が一定の期間内に異議を述べるができる旨
などを規定することが考えられる。

3 吸収信託分割の手続

(1) 吸収信託分割は、委託者、受託者及び受益者の合意によってすることができるものとする。この場合には、一定の事項を明らかにしてしなければならないものとする。

- (2) (1)にかかわらず，次のa又はbに掲げる場合には，吸収信託分割は，次のa又はbに定めるものによってすることができるものとする。この場合において，受託者は，aに掲げるときは委託者に対し，bに掲げるときは委託者及び受益者に対し，遅滞なく，一定の事項を通知しなければならないものとする。
- a 信託の目的に反しないことが明らかであるとき 受託者及び受益者の合意
 - b 信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるとき 受託者の書面によってする意思表示
- (3) (1)及び(2)にかかわらず，各信託行為に別段の定めがあるときは，その定めに従うものとする。
- (4) 吸収信託分割をする場合には，従前の信託の信託財産を引当てとする債務に係る債権者は，受託者に対し，吸収信託分割について異議を述べるることができるものとする。ただし，吸収信託分割をしても当該債権者を害するおそれのないことが明らかであるときは，この限りでないものとする。
- (5) (4)により(4)の債権者の全部又は一部が異議を述べるができる場合には，受託者は，一定の事項を官報に公告し，かつ，(4)の債権者（信託財産に属する財産のみをもって履行の責任を負う債務に係る債権者に限る。）で知れているものには，各別にこれを催告しなければならないこと等を内容とする債権者保護手続を設けるものとする。
- (6) 吸収信託分割がされた場合において，次のa又はbに掲げる者は，次のa又はbに定める信託財産に属する財産に対し，強制執行，仮差押え，仮処分若しくは担保権の実行若しくは競売又は国税滞納処分をすることができるものとする。
- a 吸収信託分割がされる前に吸収信託分割によりその信託財産の一部を他の信託に移転する信託の信託財産に対し第13の1の(1)から(9)までに掲げる権利を有していた者（当該信託の信託財産を引当てとする債務でなくなるものとされた債務に係る債権者を除く。） 当該信託の信託財産
 - b 吸収信託分割がされる前に吸収信託分割により他の信託からその信託財産の一部の移転を受ける信託の信託財産に対して第13の1の(1)から(9)までに掲げる権利を有していた者及び当該信託の信託財産を引当てとなるものとされた債務に係る債権者 当該信託の信託財産
- (7) (4)により異議を述べるることができる債権者（(5)により各別の催告をしなければならないものに限る。）が(5)の催告を受けなかった場合には，(6)aに掲げる者は吸収信託分割により他の信託からその信託財産の一部の移転を受ける信託の信託財産に属する財産に対しても，(6)bに掲げる者は吸収信託分割によりその信託財産の一部を他の信託に移転する信託の信託財産に属する財産に対しても，強制執行，仮差押え，仮処分若しくは担保権の実行若しくは競売又は国税滞納処分をすることができるものとする。ただし，次のa又はbに掲げる信託財産の区分に応じ，それぞれa又はbに定める財産の価額を限度とするものとする。
- a 吸収信託分割により他の信託からその信託財産の一部の移転を受ける信託の信託財産 吸収信託分割の日における当該信託の移転を受ける財産の価額

b 吸収信託分割によりその信託財産の一部を他の信託に移転する信託の信託財産 吸収信託分割の日における当該信託の信託財産の価額

(注1)(1)の一定の事項としては、

- a 吸収信託分割後の信託行為の内容
 - b 信託行為において定める受益権の内容に変更があるときは、その内容及び変更の理由
 - c 吸収信託分割に際して受益者に対し金銭その他の財産を交付するときは、当該財産の内容及びその価額
 - d 吸収信託分割をする時期
 - e 吸収信託分割によりその信託財産の一部を他の信託に移転する信託の信託財産を引当てとする債務でなくなるものがあるときは、当該債務に係る事項
 - f 吸収信託分割により他の信託からその信託財産の一部の移転を受ける信託の信託財産を引当てとする債務となるものがあるときは、当該債務に係る事項
- などを規定することが考えられる。

(注2)(5)の債権者保護手続においては、債権者が一定の期間内に異議を述べなかったときは、吸収信託分割を承認したものとみなすこととし、債権者が異議を述べたときは、吸収信託分割をしても異議を述べた当該債権者を害するおそれがないことを証明しない限り、受託者は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならないものとする。

(注3)(5)の一定の事項としては、例えば

- a 吸収信託分割をする旨
 - b (4)の債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
- などを規定することが考えられる。

信託の終了関係

第62 信託の終了事由等について

1 信託の終了事由

信託の終了事由は、次のとおりとするものとする。ただし、bについては、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。

- a 信託の目的を達成したとき又は信託の目的の達成が不能になったとき。
- b 委託者及び受益者が共同して、受託者に対して信託の終了を請求したとき。
- c 信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託を終了することが信託の目的その他の事情に照らして受益者の利益に適合するに至ったことが明らかである場合において、裁判所が、委託者、受益者又は受託者の請求により、信託の終了を命じたとき。
- d 受託者が受益権の全部を固有財産で取得した場合において、当該受託者が受益者と受託者を兼ねる状態を解消しないまま1年を経過したとき。
- e 受託者の全部が欠けてから新受託者が就任しないまま1年を経過したとき。
- f 委託者が破産手続開始の決定等を受けた場合において、破産法第53条第1項等の規定により信託契約が解除されたとき。
- g 他の規定又は信託行為に定める終了事由が生じたとき。

2 受託者の損害賠償請求権

1のbの請求が、受託者に不利な時期になされたときは、受託者は、損害の賠償を請求することができるものとする。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでないものとする。

(注1) 公益確保の観点からの必要性に基づき、裁判所が、利害関係人等の申立てにより、信託の終了を命ずることができること等を内容とする制度を設けるものとする(会社法第824条参照)。

(注2) 受託者が2以上ある信託においては、受託者の一部が欠けた場合であって、その任務が他の受託者によって行われず、かつ、新受託者が就任しない状態が1年間継続したときも、信託は終了するものとする。

第63 信託の清算について

1 清算目的の信託

信託の終了事由が生じた場合においても、信託は、清算のため、清算事務の結了に至るまで、なお存続するものとみなすものとする。

2 清算受託者の職務

(1) 信託の終了事由が生じた以後の受託者(以下「清算受託者」という。)の職務は、次のとおりとするものとする。

- a 現務の結了
- b 信託財産に属する債権の取立て及び信託債権に係る債務の弁済

- c 受益債権（残余財産の給付を内容とするものを除く。）に係る債務の弁済
 - d 帰属権利者等（4(2)参照）に対する残余財産（b及びcの債務の弁済後に残存する信託財産をいう。以下同じ。）の給付
- (2) 清算受託者は、信託の清算のために必要な一切の行為を行う権限を有するものとする。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めに従うものとする。
- 3 帰属権利者等への残余財産の給付の制限
- 清算受託者は、2の(1)のb及びcの債務の弁済をした後でなければ、帰属権利者等（4(2)参照）に残余財産を給付することができないものとする。ただし、当該弁済に必要な財産を留保したときは、その余の財産を引き渡すことができるものとする。
- 4 残余財産の帰属
- (1) 残余財産は、信託行為において次に掲げる者として指定されたものに帰属するものとする。
- a 残余財産の帰属すべき者（以下「帰属権利者」という。）
 - b 残余財産の給付を内容とする受益債権に係る受益者（以下「残余財産受益者」という。）
- (2) 信託行為に帰属権利者若しくは残余財産受益者（以下「帰属権利者等」という。）の指定がない場合又は帰属権利者等の指定を受けた者のすべてがその権利を放棄した場合（5(2)参照）には、信託行為において委託者が帰属権利者に指定されていたものとみなすものとする。
- (3) (1)及び(2)により残余財産の帰属が定まらないときは、残余財産は、清算受託者に帰属するものとする。
- 5 帰属権利者の権利義務等
- (1) 帰属権利者は、信託の終了事由が生じた後は、受益者としての権利義務を有するものとする。
- (2) 帰属権利者の利益の享受及びその権利の放棄については、受益者と同様とするものとする（第44及び第45参照）。
- (3) (2)にかかわらず、委託者である帰属権利者は、その権利を放棄することができないものとする。
- 6 最終計算
- (1) 清算受託者は、その職務を終了したときは、遅滞なく、信託事務の最終の計算を行い、信託の終了した時における受益者及び帰属権利者に対し、その承認を求めなければならないものとする。
- (2) 次に掲げる場合には、受益者及び帰属権利者に対する清算受託者の責任は免除されたものとみなすものとする。ただし、清算受託者の職務の執行に不正の行為があったときは、この限りでないものとする。
- a 受益者及び帰属権利者が(1)の計算を承認した場合
 - b (1)の計算の承認を求められた時から1箇月以内に受益者又は帰属権利者が異議を述べなかった場合
- （注）条件付債権等に係る債務の弁済については会社法第662条を、信託財産に属する財

産の競売については商法第524条を参考に、それぞれ所要の規定を整備するものとする。

第64 信託財産の破産について

信託財産がその債務に比して過少となったとき等における信託財産を引当てとする債務に係る債権者の公平弁済を確保するため、信託財産の破産に関する規律を整備するものとする。

(注1) 信託財産の破産における破産手続開始の原因は、債務超過及び支払不能とするものとする。

(注2) 信託財産の破産における破産財団の範囲は、信託財産に属する一切の財産とするものとする。

(注3) 信託財産の破産の申立権者は、信託債権者、受益者及び受託者とするものとする。

(注4) 信託財産の破産における管轄、申立期間、信託債権と受益債権との優先順位、受託者の費用の補償等及び信託報酬を受ける権利(第34及び第35参照)の取扱い、信託債権者の権利行使、受託者の損失てん補責任等(第26参照)の取扱い、受託者の破産申立義務、説明義務、否認等について所要の規定を整備するものとする。

特殊な類型の信託関係等

第65 遺言信託における受託者の選任に関する特則

1 就任の承諾の催告

(1) 利害関係人は、遺言により受託者として指定された者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に就任を承諾するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができるものとする。

(2) (1)の場合において、受託者として指定された者が、その期間内に委託者の相続人に確答をしないときは、就任を拒絶したものとみなすものとする。

2 遺言信託の受託者の選任の請求

遺言により受託者に指定された者が信託の引受けをせず、又はこれを行うことができない場合（現行法第49条第2項参照）のほか、遺言によって受託者の指定がされていない場合についても、利害関係人は、受託者の選任を裁判所に請求することができるものとする。

第66 受益証券発行信託について

1 信託行為の定めに基づく受益証券の発行

信託行為の定めに基づき、受益権につき有価証券（以下「受益証券」という。）を発行することができるようにするものとする。

2 受益証券の種別等

(1) 受益証券は、記名式又は無記名式とするものとする。

(2) 受益権につき受益証券が発行されているときは、当該受益権を譲渡するには、受益証券を交付しなければならないものとする。

(3) 受託者は、受益権原簿の作成を要するものとする。

(4) 記名式の受益証券を発行したときは、受益者の氏名を当該受益権原簿に記載しなければならないものとする。

(5) 受託者対抗要件は記名式の受益証券については受益権原簿の記載、無記名式の受益証券については受益証券の占有によるものとし、第三者対抗要件は受益証券の占有によるものとする。

(6) 受益証券を占有する者は、適法にこれを所持しているものと推定するとともに、受益証券については善意取得を認めるものとする。

（注1）受益証券を発行する旨の定めのある信託においては、(1)信託行為に別段の定めがない限り、信託行為に受益者集会における多数決による旨の定めがあるものとみなす、(2)信託行為の定めにより、一定の割合の受益権を有する受益者に限って権利行使を認めること等の制限を設けることを許容する（第50参照）など、所要の特例を設けるものとする。

（注2）受益証券の記載事項に関する規律、受益権原簿の記載事項に関する規律、受益証券を喪失した場合の規律、記名式と無記名式との間の転換に関する規律、受益証券の譲渡に

伴う譲渡人が有する委託者の地位に関する規律等を整備するものとする。

(注3) 受益証券を発行する旨の定めのある信託の受益権について、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度の対象とするものとする。

(注4) 信託財産のみを引当財産とする社債(以下「信託債券」という。)の発行に関しては、取締役会の決議を不要とするなど、信託債券の発行に関して、所要の規定を整備するものとする。

第67 限定責任信託について

1 総論

受託者が第13の1の(1)から(9)までに掲げる権利に係る債務について信託財産のみをもってその履行の責任を負うこととする新たな信託の類型(限定責任信託)を創設するものとする。

2 設定

限定責任信託は、受託者が第13の1の(1)から(9)までに掲げる権利に係る債務について信託財産のみをもってその履行の責任を負う旨の信託行為の定めをし、6の登記をすることによって限定責任信託としての効力を生ずるものとする。

3 会計等

(1) 会計帳簿の作成及び保存等

ア 受託者は、法務省令で定めるところにより、限定責任信託の会計帳簿を作成しなければならないものとする。

イ 受託者は、アの会計帳簿及び信託事務の処理に関する書類を作成したときから10年間(当該期間内に信託の清算の結了があったときは、その日までの間)、保存しなければならないものとする。

(2) 計算書類の備置き及び閲覧等

ア 受託者は、法務省令で定める一定の時期において、限定責任信託の貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書その他の法務省令で定める書類を作成しなければならないものとする。

イ 受託者は、アの書類を、その作成の時から信託の清算の結了の時まで、保存しなければならないものとする。

ウ 利害関係人は、アの書類の閲覧又は謄写を求めることができるものとする。

(3) 財産分配の制限

信託財産は、受益者に対して給付することができる額として純資産額の範囲内において法務省令で定める方法により算定される金額を超えて、これを給付することができないものとする。

(4) 財産分配に関する責任

ア 受託者が(3)に違反して受益者に対する信託財産に係る給付をした場合には、次に掲げる者は、次に掲げる義務を負うものとする。ただし、受託者がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りでないものとする。

a 受託者 給付額に相当する金銭の信託財産に対するてん補の義務

b 当該給付を受けた受益者 給付額に相当する金銭の受託者に対する支払の義務

イ アのa又はbのいずれかによってa又はbに定める義務の全部又は一部が履行された場合には、a又はbに掲げる他の者は、当該履行された金額の限度で、a又はbに定める義務を免れるものとする。

ウ アの場合において、受託者は、当該分配を受けた受益者に対し、アに違反して当該受益者が分配を受けた財産に相当する金銭の支払を請求することができる。ただし、受益者が、当該分配を受けた日において、受託者がアに違反して信託財産の分配をしたことについて善意である場合には、この限りでないものとする。

エ アの場合において、信託債権者は、当該分配を受けた受益者に対し、当該受益者が当該分配を受けた財産の額（当該財産の価額が当該債権者の受託者に対して有する債権額を超える場合にあっては、当該債権額）に相当する金銭を支払わせることができるものとする。

4 特定の限定責任信託の受託者である旨の明示

受託者は、特定の限定責任信託の受託者である旨を明示して取引をしなければならないものとする。

5 受託者の第三者に対する責任

受託者が信託事務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該受託者は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

6 公示制度の整備

限定責任信託の登記制度を整備するものとする。

第68 目的信託について

1 目的信託の有効性

公益信託以外の信託であって受益者の定めのないもの（いわゆる目的信託）は、有効に成立するものとする。

2 目的信託の設定方法等

(1) 目的信託は、契約又は遺言の方法（第1の1の(1)又は(2)参照）によってすることができるものとする。

(2) 契約によってされる目的信託においては、委託者の当該信託に対する監視・監督的権能を、受益者の定めのある信託よりも強化するものとする。

(3) 遺言によってされる目的信託においては、信託管理人（第49の1参照）を指定する定めを設けなければならないものとし、信託管理人の当該信託に対する監視・監督的権能を、受益者の定めのある信託よりも強化するものとする。

3 目的信託の有効期間

目的信託は、20年を超えて存続できないものとする。

第69 公益信託について

1 受益者の定めのない信託（目的信託）との関係について

- (1) 公益信託とは、目的信託のうち「学術，技芸，慈善，祭祀，宗教その他公益を目的とする」として，主務官庁が存立を許可（現行法第68条参照）したものをいうものとする。
- (2) 公益信託については，目的信託とは異なり，存続期間の制限を設けないものとする。

2 公益信託の検査・公告

主務官庁による公益信託の検査（現行法第69条第1項），信託事務及び財産の状況の公告（同条第2項）に関する規定の趣旨を維持するものとする。

3 公益信託に関する主務官庁の権限

- (1) 公益信託については，信託法の規定により裁判所が有する権限は，主務官庁に属するものとする（現行法第72条）。
- (2) 信託の変更，受託者の解任，新受託者の選任，信託財産管理者・信託財産法人の管理人の選解任及び信託管理人の選解任については，主務官庁が職権でも行うことができるものとする（現行法第70条・第72条）。

4 公益信託の継続

公益信託の終了原因が生じた場合において，当該信託に係る残余財産の帰属権利者が存しないときは，主務官庁は，その信託の本旨に従い，当該信託の目的に類似する目的のために，信託を継続させることができるものとする（現行法第73条）。

（注）公益信託についての主務官庁制は維持することを前提としている。もっとも，当該許可制の廃止に関しては，公益法人法制に関する改正動向を踏まえ，引き続き検討するものとする。

第70 その他

その他関連する規定について，所要の整備を行うものとする。

以上